

平成27年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成27年2月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成27年2月27日	午後3時58分	議 長	原田 謹吾	
	散 会	平成27年2月27日	午後4時43分	議 長	原田 謹吾	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前田 敏美	○	10番	武村 弘正	×
	2番	末藤 正幸	○	11番	原田 謹吾	○
	3番	川原 千秋	○	12番	田中 源一	○
	4番	北村 和博	○	13番	武富 久	○
	5番	松尾 勝利	○	14番	田島 健一	○
	6番	福井 正	○	15番	白武 悟	○
	7番	谷口 太一郎	○	16番	岩島 正昭	○
	8番	田口 好秋	○	17番	末次 利男	○
	9番	梶原 睦也	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松 政	○	消 防 長	松尾 敏光	○
	副 管 理 者	樋口 久俊	○	消 防 次 長	森山 正明	○
	事 務 局 長	橋村 勉	○	消防次長兼予防課長	一ノ瀬 敏夫	○
	会 計 管 理 者	前田 健次	○	消防本部総務課長	下村 浩信	○
	事務局次長兼総務課長	松尾 和久	○	消防本部警防課長	土井 稔康	○
	電子計算センター所長	小森 啓一郎	○	消防本部通信指令課長	八田 定文	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	西野 純一郎	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大串 晃	○			
介護保険事務所業務課長	山田 久美子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

- (1) 会 期 自 平成27年 2月27日 (金) 29日間
 至 平成27年 3月27日 (金)
- (2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
2月27日 (金)	開会・開議 (午後4時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第1号～第6号議案) (質疑・討論・採決) 散会
2月28日 (土) ～ 3月26日 (木)	休会
3月27日 (金)	開議 (午後2時) 追加議案の上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第7号～第10号議案・追加議案) (質疑・討論・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
平成27年 2月27日（金曜日） 午後4時 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第6	第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
（質疑・討論・採決）	
日程第7	第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第4号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について
（質疑・討論・採決）	
日程第10	第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
（質疑・討論・採決）	
日程第11	第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）
（質疑・討論・採決）	
散 会	

午後 3 時 58 分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日、10番武村議員が急遽公務のため欠席であります。

ただいまの出席議員16名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第1 議長報告

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第1. 議長報告でございます。

このたび太良町長選挙において岩島正昭氏が見事当選されるとともに、組合規約第5条第2項の規定によりまして、組合議会の議員に就任されました。御当選を心からお祝い申し上げます。

また、1月臨時会における武雄市選出の小松市長の管理者選任に伴い、組合規約第5条第3項の規定によりまして、武雄市から副市長であられる前田敏美氏が当組合議会の議員に就任されております。

以上、お二方の就任の御報告を申し上げます。

ここで御就任されました岩島議員、前田議員より一言ずつ御挨拶を受けたいと思います。

まず、岩島議員お願いします。

○岩島正昭君

皆さんこんにちは。このたび3期目の当選という形で、またお世話になることになりましたけれども、引き続きよろしく御指導お願いします。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

前田議員お願いします。

○前田敏美君

皆さんこんにちは。武雄市副市長の前田でございます。引き続きお世話になります。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

どうもありがとうございました。

日程第2 議席の指定

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員として就任されました前田議員の議席番号を1番、岩島議員の議席番号を16番と指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第3. 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

5番 松尾勝利 議員

7番 谷口太一郎 議員

16番 岩島正昭 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第4. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり本日2月27日から3月27日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月27日までの29日間と決定いたしました。

日程第5 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第5. 議案の一括上程であります。

第1号議案から第9号議案までの議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆さんこんにちは。大変お疲れさまでございます。本日、ここに平成27年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

議案説明に入ります前に、先ほど原田議長からも御報告がありましたとおり、さきの太良町長選挙におきまして見事当選されました岩島正昭町長さん、まことにおめでとうでございます。心よりお祝い申し上げます。

また、私の管理者選任に伴い、武雄市から前田副市長が当組合議会議員に就任されました。当組合の運営に関しまして御協力方よろしく願いいたします。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案しております案件は、条例制定2件、条例改正1件、事件決議1件、補正予算2件、新年度予算3件の合計9議案でございます。

第1号議案及び第2号議案は、分権法において、介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたものでございます。

第3号議案は、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定及び予防給付の地域支援事業への移行に当たり経過措置を規定する必要があるため、条例の一部を改正いたすものであります。

第4号議案は、佐賀県市町総合事務組合に天山地区共同環境組合が参加することに伴い、規約の変更について協議があっているものです。

第5号議案及び第6号議案の2議案は、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算で、主に事業費の確定、決算見込みに基づき予算の調整を行うものであります。

第7号議案から第9号議案までの3議案は、平成27年度一般会計及び特別会計の当初予算であり、当組合の事業計画や財政計画を踏まえながら、効率的かつ効果的な広域行政の推進を図るため、適正な予算編成に努め、御提案いたすものであります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第6～第7 第1号議案～第2号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第6．第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例、日程第7．第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の2議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例につきまして御説明申し上げます。

ここで定めることになる指定介護予防支援の事業は、要介護認定の要支援者の方を対象とするものです。

初めに提案理由ですが、介護保険法の改正に伴い、介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定めたいのでこの案を提出するものです。

条例の制定の背景につきましては、第3次地方分権一括法の成立により、従来、介護保険法や厚生労働省令で定められていた基準について市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定するものです。

それでは、議案に基づきまして、主要な部分の御説明を申し上げます。

また、条例を定めるに当たりましては、厚生労働省令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準が示されております。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語の定義です。

第3条は、指定申請者の要件です。条例に定めるに当たって、従うべき基準とされている基準を法人であることとされているため規定しております。

第4条は、指定介護予防支援等に関する人員及び運営等に関する基準となります。基準につきましては、国が従うべき基準と参酌すべき基準を定めております。指定介護予防サービス事業所では、現在、国の基準に基づき事業運営等が行われており、各事業所がこの基準を順守することで適切な運営が行われていることから、この基準は国で定められている基準を基本とし、規定するものです。

第5条は補則で、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとしております。

最後に、附則です。この条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

引き続き、第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めたいので、この案を提出するものです。

条例の制定につきましては、第1号議案と同様、第3次地方分権一括法の成立によるものです。

また、条例を定めるに当たりましては、厚生労働省で従うべき基準と参酌すべき基準が示されております。

包括的支援事業は地域支援事業の一環として行う事業で、構成市町に設置してあります地域包括支援センターに委託して行っている事業です。

地域包括支援センターは、地域住民の身近な相談窓口として、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。センターには保健主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互に連携をしながら業務に当たっております。

また、要支援の認定を受けた方の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業としても機能している機関です。

それでは、議案に基づき主要な部分の御説明を申し上げます。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語の定義です。

第3条は、従うべき基準として地域包括支援センターの職員の基準及び員数を定めた規定です。

第1項第1号では、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合について、第2号では表に掲げる3,000人未満の場合について規定しております。

第3号では、おおむね6,000人以上となる場合の基準が定められていないため、本条例にその規定を加えるものです。

第2項では、参酌すべき基準として、第1号に地域包括支援センターの基本的役割を定めており、第2号には運営基準を定めているものです。

第4条は補則です。条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとしています。

最後に附則ですが、この条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上で第2号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより2議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑される場合は、議案番号等を言ってから質疑を行っていただきますようお願い申し上げます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第1号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第2号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第8 第3号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第8. 第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料により新たな保険料を御提案した経緯や算出方法について御説明申し上げます。

資料の2、第6期杵藤地区介護保険事業計画の保険給付費等見込み及び保険料（案）についての1ページをお開きください。

人口と認定者数の推計をしております。

平成29年度の欄をごらんください。

総人口が15万5,787人、65歳以上の高齢者人口は4万7,863人となり、高齢化率は30.7%になる見込みをいたしております。認定者数の推移は下のほうになりますが、平成29年度には平成26年度より1.5%ふえて、1万85人となる見込みです。

2ページをお開きください。

高齢者数、認定者数の推定から介護給付費等地域支援事業費を推計しております。

給付費の合計の欄をごらんください。表の下のほうになります。

平成27年度から29年度までの3年間の合計は約482億5千万円、構成市町に委託していません地域支援事業費と合わせて約500億円と推計を立てております。

4ページをお開きください。

杵藤地区及び県内の保険料の推移を掲載しております。下のほうに財政調整基金の状況を掲載しております。平成21年3月末で9億5千万円、平成24年度3月末で5億2,700万円、平成27年3月末では54万6千円と、枯渇する見込みとなっております。

5ページをお願いします。

杵藤地区においての所得段階の案をお示ししております。今回の法改正により国の標準段階は6段階から9段階に変更され、さらに低所得者に対する負担軽減制度が設けられました。杵藤地区におきましても、国の基準に合わせ9段階に変更したいと考えております。

左の表が第5期の段階表で右側の第6期としている表が国の基準に合わせた段階表の案となります。赤字の部分が改正箇所となります。

第5期の第2段階、80万円以下の段階を第1段階に変更し、第5期の第3段階の保険料率を国の基準に合わせ、0.7から0.75に変更します。

第5期の第7段階の選定基準を125万円未満から120万円未満と120万円以上に分け、第6段階、第7段階に変更いたします。

第5期の第9段階、10段階の算定基準を300万円から290万円に引き下げ、段階を第8段階、第9段階に変更いたします。

第6期の表の黄色に塗りつぶした部分をごらんください。第1段階から第3段階は、新た

に低所得者に対する負担軽減制度が設けられます。保険料の軽減措置につきましては消費税を財源とされていたため、消費税率10%の実施が平成29年4月に延期になり、平成27年度、平成28年度は一部実施となり、第1段階のみ5%軽減されます。平成29年度からは完全実施となり、第1段階は20%、第2段階は25%、第3段階は5%と保険料は軽減されることになります。

6ページをお開きください。

第6期の介護保険料を試算した表となります。上の表も下の表も国の基準どおりで試算したものです。上の表が低所得者に対する負担軽減が一部実施となる平成27年度、28年度の試算表で、下の表が低所得者に対する負担軽減が完全に実施されます平成29年度の試算表となります。国の基準どおりで試算した場合、基準額となります第5段階の保険料は年額で7万2,853円、月額6,071円となります。率で23.8%の増となります。

軽減制度が完全に実施される場合の下の表では、第1段階と第2段階の保険料年額は、負担軽減制度により第6期の平成29年の欄の赤字の保険料となり、第5期より安くなります。

上の表、下の表の第5期の比較増減の欄をごらんください。

第4段階から第6段階の中間層では23.8%と負担が大きくなります。

7ページをごらんください。

この負担する率を同程度にするために、先ほど説明しました5ページの新しい段階の案で試算したものが7ページの表となります。

第5期と比較増減の欄をごらんください。

第2段階で30.8%と高いですが、第3段階から第9段階までの率は同じくなります。

軽減制度が完全に実施されます平成29年度の適用となります下の表の第5期の比較増減の欄をごらんください。

第1、第2段階は負担が減り、第4段階から第9段階までの負担率は同じになります。

水色で塗りつぶした基準額となります第5段階の保険料の月額は5,968円、年額7万1,832円となり、現行より22.1%の増、年額で1万3,008円の増となります。6ページの国の基準で試算した保険料より安くなります。

8ページをごらんください。

第5期の保険料と第6期の保険料基準額案を比較した表で、第6期の保険料案5,986円と第5期の保険料4,902円を比較して増額となった要因を記載しております。

保険給付費相当分の欄をごらんください。

介護給付費が増加したことと第1号被保険者の負担割合が22%に法改正されたことにより、保険料は第5期より589円ふえております。

財政安定化基金償還金の欄をごらんください。

平成26年度の予算において、県の財政安定化基金より4,200万円を借り入れるため、第6期期間中で償還することになり、償還に充てるため保険料を月額26円増額することになります。

準備基金等取り崩しによる減額措置分の欄をごらんください。

第5期においては基金が5億2,600万円あり、月額411円低く抑えることができましたが、第6期では基金が枯渇しているため、保険料の上昇を抑えることができません。

以上が保険料の増額の要因となります。

9ページは、県内各保険者の保険料基準額の比較表です。

10ページは、介護給付費・地域支援事業費の負担割合の表です。後もってお目通しをお願いいたします。

資料の説明を終わりました、議案書にお戻りください。

介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの保険料及び地域支援事業の経過措置について、改正する必要があるため、この案を提出するものです。

主な内容は、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料及び介護保険法改正に伴います地域支援事業の実施の経過措置について御提案するものです。

議案説明資料3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて見ていただければと思います。

それでは、議案に基づきまして主要な部分の御説明を申し上げます。

まず、第4条及び第6条第3項を次のように改めるものです。

保険料の額は基準となります第4条第1項第5号に掲げる方、所得段階では第5段階に該当する方において、年額7万1,832円とするもので、月額にしまして5,986円となります。現行の保険料と比較しますと、年額で1万3,008円、月額にして1,084円、率にいたしまして22.1%の引き上げとなります。

改正内容は、条例第4条第1項第1号から第9号に掲げる9つの段階について保険料の額を3万5,916円から13万2,900円にそれぞれ改め、平成27年4月から低所得者の保険料負担軽減が実施されることにより、新たに第4条第2項において、第1段階に該当する方に対し、平成27年度から28年度までの保険料の年額を3万2,328円とするものです。これにより年額3,588円軽減することになります。

また、算定基準に用います被保険者の合計所得につきまして、第4条第1項第6号アの合計所得金額を120万円に改め、第4条第1項第8号アの合計所得金額を290万円に改めるものです。

条例第6条第3項につきましては、転入提出等に伴う賦課に関する月割の規定となります。国の標準段階が6段階から9段階に変更されたことにより改正するものです。

附則について御説明を申し上げます。

議案説明資料8ページに資料を掲載しておりますので、あわせて見ていただければと思います。

介護保険法改正に伴い、地域支援事業の実施の経過措置について附則として加えるものです。現在行っている地域支援事業に、これまで要支援の認定を受けていた方の予防給付であります訪問介護と通所介護につきましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施されることになり、総合事業の施行日は平成27年4月1日とされておりますが、条例で経過措置を設ければ、平成29年3月31日までの間は実施を猶予することが可能とされているため提案するものです。

また、包括的支援事業に新たに在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を充実するよう追記されております。同様に条例で経過措置を設ければ、平成30年3月31日までの間は実施を猶予することが可能とされているため提案するものです。

今後、事業実施に向けた受け皿づくりや環境整備を整えるため、時間を要しますので、経過措置として附則第9条第1項につきましては、平成29年4月1日から行い、第2項、第3項、第4項につきましては、平成28年4月1日から行うものです。

最後に附則ですが、この条例の施行日を平成27年4月1日と定めております。

以上で第3号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。議案第3号については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第9 第4号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第9．第4号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋村 勉君）

第4号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、天山地区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組規約を別紙のとおり変更することについて、同法第209条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約の変更内容は10ページにお示ししているところでございます。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中において、「伊万里・有田消防組合」を「伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合」に改めるものでございます。

変更後の規約の施行日を地方自治法第286条第1項の規定により、知事の許可があった日からとするものでございます。

また、議案説明資料の9ページ、10ページに、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で第4号議案に対する説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（原田謹吾君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。議案第4号については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第10～第11 第5号議案～第6号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第10. 第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、日程第11. 第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）の2議案を一括して議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（橋村 勉君）

第5号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

第5号議案 一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものでございます。

まず、第1条に定める歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,248万円を減額し、総額をそれぞれ38億326万2千円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

同じ資料の5ページの次のページから説明いたしまして、(3)ページというのをお開きください。

まず、歳入です。

1款. 分担金及び負担金の補正は、組合債の償還に係る地方交付税措置額の確定に伴うもので、交付税措置額を受け入れていただいている武雄市の負担金が増額となるものでございます。

2款. 使用料及び手数料では、葬斎公園使用料で火葬件数の増加に伴い補正するものでございます。

5款. 繰入金の1目. 職員退職手当基金繰入金、3目. 財政調整基金繰入金増額は、人事院勧告による給与改定に伴い給与費、退職手当の財源として繰り入れるものでございます。

7款. 組合債では、救助工作車、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材及び消防救急デジタル無線等整備事業の事業確定に伴い減額いたしております。

8款. 諸収入では、クリーンセンターでの鉄くず売り払い料が当初見込みより増加することによるものです。

次に、(4)ページからの歳出について御説明いたします。

今回の歳出の補正は、事業費の確定や最終見込みによる補正を行っておりまして、主に減額補正となっております。増額しているものの要因など主な内容について御説明いたします。

(5)ページをごらんください。

(5)ページの4款. 衛生費の1項1目. ごみ処理センター費では、11節. 需用費で燃料費、光熱水費の電気料を増額しております。それぞれ単価のアップに伴うものでございます。

また、19節. 負担金補助及び交付金で遠距離搬入補助金を増額しております。鹿島市と太良町に対する補助金で、車両燃料費の単価アップとごみの搬入路の増加見込みによるものでございます。

同じく(5)ページ、2目。葬斎公園費、11節。需用費で燃料単価アップや修繕費で焼骨台、運搬台車2台を修理する必要性が出てきたため増額するものでございます。

(6)ページをお開きください。

(6)ページの5款。消防費の1項1目。常備消防費の2節。給料、3節。職員手当等及び4節。共済費の増額は、人事院勧告による給与改定に伴い増額するものでございます。

また、(7)ページ、2目。消防施設費の25節。積立金の減額は、歳入のところでも説明しましたように、消防救急デジタル無線等整備事業の確定に伴い、緊急防災減災事業債を減額したこと等により、その財源調整のため施設整備基金積立金を減額するものでございます。

同じく(7)ページになります。7款。予備費の増額は1款から6款までの減額した補正額を組み替えたことに伴うものでございます。なお、予備費につきましては、今年度の決算剰余金として27年度へ繰り越しし、27年度の市町負担金の調整財源としていくこととしております。

また、参考資料といたしまして、(16)ページに各事業区分別の予備費の明細書を掲載しておりますので、参照いただければと思います。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

ページを戻っていただきまして、4ページをごらんください。

今回の補正予算の第2条で定める債務負担行為の補正は変更で、第2表のと通りの5つの事項について限度額を変更するものでございます。消費税増税の時期が平成29年4月へ延期されたため減額するものでございます。

次に、5ページをごらんください。

補正予算の第3条で定める地方債の補正も変更で、第3表のとおり2件について借り入れの限度額を変更するものです。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。歳入のところでも説明しましたように、消防施設整備事業分は武雄消防署の救助工作車及び鹿島消防署太良分署の高規格救急自動車・高度救急処置用資機材の更新事業分で520万円の減額、また消防救急デジタル無線等整備事業分は1億180万円を減額するものでございます。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第2回）について御説明いたしました。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第6号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出それぞれ3億3,346万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億864万7千円とするものです。

第2条 債務負担行為の変更は、第2表 債務負担行為補正によるもので、5ページに記載しております。限度額を変更するものです。

補正の内容について、説明は補正予算説明書により説明いたします。

(3)ページをお開きください。

歳入から説明します。

2款. 分担金及び負担金につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費及び事務費の決算見込みにより構成市町からの負担金を減額するものです。

4款. 国庫支出金につきましては、歳出の介護保険給付費、地域支援事業費の決算見込みにより国庫負担金、国庫補助金を減額するものです。

9目. 介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定に係るシステム改修費に対する補助金を新たに計上しております。

(4)ページをお開きください。

5款. 支払基金交付金、6款1項. 県負担金、6款3項. 県補助金につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費の決算見込みにより減額するものです。

6款2項. 財政安定化基金支出金につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費の減額及び8款. 介護保険財政調整基金からの繰り入れにより1億4,372万7千円を減額するものです。

次に、(6)ページをお開きください。

歳出を御説明申し上げます。

1款. 総務費につきましては、認定審査会委員の報酬、認定調査委託料、主治医意見書記載料の不用額及び事務費の決算見込みにより減額するものです。

(8)ページをお開きください。

2款. 保険給付費につきましては、保険給付費全体で2億3,272万3千円を減額するものです。デイサービスなどの居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算の見込みほど伸びなかったということで減額をしております。

3款. 地域支援事業費につきましては、構成市町の地域包括支援センターに委託しており

ます介護予防事業、包括的支援事業の実績見込みにより減額するものです。

6 款. 諸支出金につきましては、過年度分に係る保険料還付金の実績見込みより増額するものです。

以上で第 6 号議案 平成26年度介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

ただいまから 2 議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。第 5 号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第 5 号議案は原案どおり可決いたしました。

続きまして、第 6 号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第 6 号議案は原案どおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明28日から 3 月26日までの27日間は休会といたします。次の会議は 3 月27日午後 2 時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。議事進行につきましての御協力、まことにありがとうございました。

午後 4 時43分 散会